

第156回宮城県都市計画審議会議事録

日 時：平成23年10月24日（月）

午後1時30分

場 所：県庁行政庁舎9階 第一会議室

次 第

1 開 会

2 報 告

第155回宮城県都市計画審議会議案の処理について

3 議案審議（2件）

議案第2251号 石巻広域都市計画道路の変更について

議案第2252号 栗原都市計画道路の変更について

4 そ の 他

5 閉 会

第156回宮城県都市計画審議会出席委員

足立 千佳子	特定非営利活動法人まちづくり政策フォーラム理事
牛尾 陽子	(財)東北活性化研究センター アドバイザーフェロー
大村 虔一	建築家
大山 弘子	東北緑化環境保全(株)環境事業部課長
木下 淑恵	東北学院大学法学部准教授
佐藤 政典	(社)宮城県建設センター理事長
佐藤 憲雄	東北農政局長(代理)
清谷 伸吾	東北運輸局長(代理)
徳山 日出男	東北地方整備局長(代理)
竹内 直人	宮城県警察本部長(代理)
奥山 恵美子	宮城県市長会会長(代理)
菊地 恵一	宮城県議会議員
長谷川 敦	宮城県議会議員
菅間 進	宮城県議会議員
大須賀 啓	宮城県町村議会議長会会長

(以上15名)

1 開 会

（1）新任委員及び幹事の紹介

○事務局（鈴木総括） それでは、ただいまから第 156 回宮城県都市計画審議会を開催いたします。議事に入ります前に、前回の審議会以降に、委員の委嘱替えがございましたので、御紹介いたします。

宮城県町村議会議長会会長の大須賀啓委員でございます。

宮城県市議会議長会会長の佐藤正昭委員でございます。佐藤委員につきましては、本日都合により、欠席しております。

社団法人宮城県建設センター理事長の佐藤政典委員でございます。

宮城県町村会会長の鈴木勝雄委員でございます。鈴木委員につきましては、本日都合により、欠席しております。

続きまして、当審議会幹事にも異動がありましたので、御紹介申し上げます。

土木部次長の高橋芳行幹事でございます。土木部都市計画課長の櫻井雅之幹事でございます。

続きまして、本日の会議の定足数についてでございますが、本日は、代理出席の方を含め、15 名の委員の御出席をいただいております。定足数の十名を超えておりますので、会議が有効に成立していることを御報告申し上げます。

なお、安藤委員及び萱場委員におかれましては、当初御出席の御報告をいただいておりますが、本日急用のため欠席される旨ご報告をいただきました。座席表には記載がございますが、欠席でございますのでその旨御了解お願いいたします。

また、代理出席の方のお名前につきましては、お配りしております座席表に記載しております。

（2）会議の成立

○事務局（鈴木総括） 続いて、本日の会議の公開の扱いでございますが、本日御審議いただきます 2 件の議案につきましては、いずれも非公開とする議案に該当しておりませんので、審議はすべて公開とさせていただきます。

次に、傍聴される方々にお願いでございます。会議の傍聴に当たりましては、お手元に注意事項をお配りしておりますので、これを遵守して傍聴いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、審議をお願いいたしますが、会議の議長につきましては、都市計画審議会条例第 5 条第 1 項の規定によりまして、会長が行うことになっております。大村会長、よろしくお願いいたします。

○大村議長 それでは、ただいまから議事に入ります。

初めに、本日の審議会の議事録署名人を指名させていただきます。足立委員と、菅間委員にお願いいたします。

〔「はい」と発言する者多数あり〕

2 前回議案の処理報告

○大村議長 続いて、前回の第155回審議会の議案の処理状況について、事務局から御報告願います。

○事務局（櫻井都市計画課長） それでは、前回の議案の処理状況につきまして御報告させていただきたいと思います。お手元の議案書の3ページをご覧くださいと思います。前回、第155回の審議会におきまして、議案第2249号他1件につきまして御審議いただきましたけれども、資料右欄に記載のあるとおり、審議結果に基づきまして、所定の手続きを全て完了しておりますことを御報告させていただきたいと思います。以上でございます。

○大村議長 はいありがとうございます。以上の報告につきまして、御質問等ございますでしょうか。

〔「なし」と発言する者多数あり〕

○大村議長 それでは、以上で、第155回審議会における議案の処理報告を終わります。

3 議案審議

議案第2251号 石巻広域都市計画道路の変更について

○大村議長 それでは、議案の審議に入りたいと思います。本日の議案件数は、議案第2251号及び第2252の2件となっております。

それでは、議案第2251号につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（櫻井都市計画課長） それでは、議案第2251号「石巻広域都市計画道路の変更について」を御説明申し上げます。

資料5ページをお開き願います。都市計画道路1・3・1号「東松島石巻幹線」を変更いたしまして、併せて新たに都市計画道路3・3・38号「曾波神線」を追加するものでございます。「東松島石巻幹線」につきましては、ゴシック体で強調している箇所が変更点でございまして、欄の下から2段目のとおり、石巻市蛇田字東道上、字西道下及び字新沼向前地内に出口2箇所、入口2箇所を設けるものでございます。「曾波神線」は「東松島石巻幹線」の新たな出入り口と既存の3・4・12号「矢本曾波神線」を結ぶ道路といたしまして、新たに追加するものでございます。

6ページをお開きいただきたいと思います。変更の理由を記載してございます。都市計画道路「東松島石巻幹線」は、仙台市と岩手県宮古市を結びます三陸縦貫自動車道の一部でございまして、仙台湾沿岸地域と三陸地域などの地域間の交流の促進や沿岸地域の活性化に寄与するために、昭和61年に

当初決定されまして、平成15年12月までに暫定2車線で全線供用されているところがございます。平成20年1月には鳴瀬奥松島インターチェンジから石巻河南インターチェンジまでの区間が無料化されましたこともありまして、年々交通量が増加しているところがございます。

一方、石巻市南境地区におきましては、石巻トゥモロービジネスタウンが整備され、さらに今次の地震でも改めて認識されたところがございますが、災害時や女川原子力発電所の緊急時におけます女川地域との交通体系の強化等を目的といたしまして、都市計画道路3・3・33号「曾波神沢田線」、いわゆる国道398号石巻北部バイパスの整備が進んでおりまして、本路線とのアクセスの強化が求められているところがございます。

また、本線沿線にあります、県東部地区の地域医療の中核病院でございます石巻赤十字病院の利便性の向上も強く求められているところがございます。

このような状況から、都市計画道路「東松島石巻幹線」に新たにインターチェンジを追加いたしまして、併せて国道45号に接続いたします幹線街路として、都市計画道路「曾波神線」を新たに追加し、円滑な交通処理を図るとともに、地域医療支援、地域経済活性化及び災害・緊急時におけます交通体系の強化を図るものがございます。

7ページを御覧ください。図面中央の青点線で囲んだ区域が、今回、変更する箇所を表しております。右下には拡大図を載せてございます。「東松島石巻幹線」はピンク色で表示してございますけれども、図面の左側、西側の都市計画区域界から東側に向かいまして、石巻市街地をかすめまして北上し、河北都市計画に至るルートとなっております。変更箇所に（仮称）石巻北インターチェンジを設けるものがございます。また、新たなインターチェンジから東側に女川町まで延びております路線が、3・3・33「曾波神沢田線」、道路名で国道398号石巻北部バイパスでございます。

拡大図を御覧ください。図面全体の右上の凡例にありますとおり、ピンク色が現在の都市計画決定された区域、赤色が今期追加する区域を表してございまして、御覧のように「東松島石巻幹線」に出口2箇所、入口2箇所を設けまして、併せて当路線と矢本曾波神線、国道45号を接続する「曾波神線」を追加するものがございます。

お手元にお配りしております、参考資料の1ページを御覧ください。変更箇所を拡大した図面となっております。着色は議案書と同じく、ピンク色が現在の都市計画決定されている区域でございまして、赤色が追加する区域となっております。図の中央上には「曾波神線」の標準断面図を載せており、また今回は変更の対象とはなってございませんが、参考のために、図面中央下に国道45号の標準断面図、右側には国道398号の標準断面図を載せております。

参考資料の2ページをお開きください。2ページには東松島石巻幹線の一般部とインターチェンジ部の標準横断図を載せてございます。

参考資料1ページにお戻りください。「東松島石巻幹線」に追加いたしますインターチェンジは、いわゆるダイヤモンド型といわれるものがございます。矢印で表示しておりますけれども、仙台から登米方面へ向かいます時、ちょうど図面の下から上に向かう時でございますが、この出口が左下のランプ、入口が左上のランプとなります。逆に登米方面から仙台方面へ向かう時、ちょうど図面の上から下へ向かう場合ということになりますが、この入口が右下のランプ、出口が右上のランプとなっております。ランプは2ページ左下の横断図のとおり、全幅7mで計画決定することとさせていただきます。

参考資料の1ページで、図面中央の「曾波神線」でございますが、新たなインターチェンジと国道45号を接続する道路で、計画交通量や新たな交差点への右折レーン等を考慮いたしまして、4車線の全幅26mで都市計画決定することとしてございます。

以上で議案第2251号の説明を終わります。

なお、縦覧の結果、意見書の提出はございませんでした。御審議の程よろしくお願いいたします。

○大村議長 はいありがとうございます。それでは、ただいまの説明に対しまして、委員の皆様から御意見・御質問がございましたら伺いたいと思います。いかがでしょうか。

特にございませんか。

特になければ承認する方向で動いてよろしゅうございますか。

[「はい」と発言する者多数あり]

○大村議長 まああの非常に、高速道路的な道路から、地元の道路に対してインターチェンジを設けて新たな石巻の北の出口をつくるという計画で、インターチェンジの形もダイヤモンドという、割になじみやすい形であって、特別なことはないような風に思いますが、これを承認すると言うことでよろしゅうございますか。

[「はい」と発言する者多数あり]

○大村議長 それでは、議案第2251号につきましては、原案のとおり承認することにいたしたいと思っております。

議案第2252号 栗原都市計画道路の変更について

○大村議長 続きまして、議案第2252号につきまして事務局から概要の説明をお願いいたします。

○事務局（櫻井都市計画課長） 次に、議案第2252号「栗原都市計画道路の変更について」をご説明申し上げます。

議案書の方でございますが9ページをお開き願いたいと思います。都市計画道路3・3・1号「国道幹線」及び3・5・13号「中央線」を変更するものでございまして、ゴシック体で記載されております内容が変更内容でございます。明朝体で記載しておりますのは、変更前の内容となっております。「国道幹線」につきましては、備考欄に記載のとおり終点位置を変更し、これまで車線数が定められておりませんでしたことから、今回の変更に合わせて車線数を4車線と決定するものです。また、一部区域の幅員、構造形式及び交差点形状等の変更も合わせて行うところでございます。都市計画道路3・5・13号「中央線」につきましては、「国道幹線」の終点位置の変更に伴いまして、同じく終点位置を変更するものでございます。中央線につきましても、車線の数をこの変更により2車線

と定めております。また、どちらの路線も位置を示します「栗原市築館」等がゴシック体で記載されてございますけれども、これは市町村合併によりまして、市町名が変わったことによる変更となっております。

10ページをお開き下さい。変更の理由を記載してございます。都市計画道路「国道幹線」は代表幅員25m、延長約7,760mで昭和56年8月に都市計画決定されておりまして、平成19年度には県道若柳築館線まで暫定2車線で供用されているところでございます。

一方、本路線の終点部に位置します「伊治城跡」でございますが、これは、8世紀後半から9世紀初頭にかけて古代律令国家が東北地方を治めるために設置した城柵でございますが、東北地方におけます古代律令国家の成立や役所跡の構造を知る上で極めて重要な遺跡と考えられているために、本路線の都市計画決定以降も引き続き遺構確認調査が進められ、平成15年8月に、国指定史跡「伊治城跡」として文化財保護法により現状を保存すべき区域として指定されてきたところでございます。

このため、本路線の計画の変更が必要となりまして、終点位置の変更を行い、併せて計画交通量の見直しにより一部区間の幅員を23.25mに変更するものです。また、都市計画道路「中央線」につきましては、昭和30年11月に都市計画決定されておりますが、「国道幹線」の終点位置の変更に伴いまして、同じく終点位置が変わるものです。

11ページをご覧ください。図面左側が南方向、仙台方向でございますが、右側が北方向、岩手県方向となっております。図面中央の栗原都市計画の旧築館町の用途地域を通過しておりますのが、「中央線」、いわゆる現国道4号で、用途地域の東側に国道4号（築館バイパス）と記載しているのが「国道幹線」となっております。凡例にありますとおり、ピンク色が現在の都市計画決定されている区域、赤色が追加する区域、黄色が廃止する区域を表しております。両路線とも、図面右側にありますとおり、終点位置を変更するものでございます。

併せて、お手元にお配りしております、参考資料の3ページを御覧いただきたいと思っております。変更箇所を拡大した図面となっております。図面右側にオレンジ色で埋蔵文化財（伊治城跡）とありますが、御覧のとおり両路線とも現計画決定区域に埋蔵文化財の区域が指定されていることから、これを避けるために、終点位置を手前に変更するものでございます。終点の変更に伴いまして、「国道幹線」の延長が約7,760mから7,210mに、「中央線」が6,180mから5,920mに変更となるものでございます。

同じく参考資料4ページを御覧ください。「国道幹線」と国道398号の交差箇所を拡大したものでございます。今回、交差点形状をより直角に近くコンパクトな形状にするために、交差点の区域を変更しております。また道路交通量の見直しに伴いまして、国道398号から終点まで、幅員を25mから23.25mに変更しております。その標準横断面図を右側に表示しております。中央下の25mの標準断面図と比べると、中央分離帯の幅員が2mから1.75mに、路肩の幅員が1.5mから0.75mと変更されてございます。

参考資料5ページをお開きください。「国道幹線」と市道整理線との交差箇所を拡大したものでございます。こちらでは、同じく幅員の変更とともに、変更前は交差点としての隅切りと、付加車線がなかったものを今回追加してございます。

次に、参考資料6ページをお開きください。こちらは、「国道幹線」と市道大林線との交差箇所を拡

大したものとなっております、同じく交差点の形状と国道の幅員を変更しております。

最後に参考資料7ページでございます。「国道幹線」「中央線」のすりつけ部分の拡大図となっております。

以上で議案第2252号の説明を終わります。

なお、縦覧の結果、意見書の提出はございませんでした。御審議の程よろしくお願いいたします。

○大村議長 はい。ただいま、事務局から説明がございましたことにつきまして、委員の皆様から御意見・御質問をいただきたいとおもいます。いかがでしょうか。

○大山委員 追加する区域と廃止する区域の路線図なんですけれども、丘陵地の開削が少し少なくなっているんですけれども、例えばもうちょっと丘陵地を切らないで手前の水田地帯でカーブするようなそういう代替案の検討というのはあったのかどうかだけ、お願いいたします。

○事務局（櫻井都市計画課長） 基本的には今回の文化財の保護すべき区域の拡大を基本として極力そちら影響のないようにという変更案でございます。なお、委員ご指摘のとおりあまり下の方にふりますとですね、ちょうど迫川という河川敷の方に入っております、いわゆる氾濫区域の中に入ってしまうこともありますので、それとの兼ね合いでぎりぎりのところで丘陵部分をかすめることにしたという結果でございます。

○大村議長 よろしゅうございますか。

○大山委員 はい。

○大村議長 ほかいかがでございましょうか。

○東北農政局高橋課長（佐藤委員代理） 伊治城、栗原城ですけど、この跡というのがまだ十分把握されていない中ですね、路線変更によってかえって城のいろんな付帯部分があった方に路線が変更されたのではないかと。もう少しこの辺はですね、避けて通るようなこと、例えば河川敷であれば高架にするとか、何かそういう工夫をしないとですね、この路線ではいかがかないという。調査されてこれで大丈夫だということであれば納得できるのかなと思いますけれども、その辺再度御説明願いたいと思います。

○事務局（櫻井都市計画課長） この計画決定をするときに含めて、いわゆる文化財部局と調整をしております、一応この路線であれば大丈夫ではないかと。合わせてこの部分については調査を行っているというふうにお聞きしておりますので、文化財サイドとは調整の結果この路線でよいのではないかとというような結論をいただいたところでございます。

○大村議長 はい。いかがでしょうか。

○東北農政局高橋課長（佐藤委員代理） わかりました。

○大村議長 まあ伊治城という非常に価値の高いと思われる史跡があつて、それをなるべく壊さないように、現状の計画をそのために修正をして、区域の中で新たな道を造ることをやめたという形で、その手前で何とか着地する。国道4号線に入ってしまうという形で決着を付けようとしているということでございます。今御質問の方は国道4号線の方はしかし中を通っているのだから、もうちょっと違うやり方はなかったのかという質問だと思いますが、文化財の方と御協議でそれでよろしいということであれば、そう言うような対応なのかなという風に思うのですがよろしゅうございますか。

〔「はい」と発言する者多数あり〕

○大村議長 ほかにございませんでしょうか。

これはしかしこのあとに問題を残しますよね。伊治城の実際のいろんな中身が具体的にになって行くにつれて、また本当はどうあるべきかというような議論がおきるかも知れませんね。

○事務局（櫻井都市計画課長） 今回計画決定いたしますのは4車線の計画決定でございます。ただし施工は暫定2車線で行うということになっておりまして、将来ともこの伊治城の取扱い、それから道路検討をどうしていくかというのは、まだこれから更に整理をしていくべきだろうと思っております。なお抜本的には、全てルートを組み直して仮に全4車線で整備をするという場合、そういった検討も今後出てこようかと思いますが、なお今回の場合は暫定2車線で当面都市部への交通をさばくと言うことが大きな目的でございますので、この計画決定にしておいて、将来的な大きな話は再度いろいろな形で整理して行ければという風に思っております。

○大村議長 ありがとうございます。ほかにございませんでしょうか。なければ、お諮りをしたいと思いますが、議案第2252号について、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「なし」と発言する者多数あり〕

○大村議長 異議ないものと認め、本案については、原案のとおり承認することに決定いたします。

以上で、先度事務局からございました本日予定していた審議案件というのはすべて終了いたしました。委員の皆様から、この他に何かございますでしょうか。

特になければ事務局の方はいかがでございましょう。

4 その他

○事務局（櫻井都市計画課長） 事務局から、報告事項がございます。お許しをいただければ、報告をさせていただきますと思います。

○大村議長 いかがですか。よろしいですね。

〔「はい」と発言する者多数あり〕

○大村議長 それでは、事務局の方、よろしく願いいたします。

○事務局（櫻井都市計画課長） それでは、今回、報告事項を2つ用意してございます。ひとつは、報告資料1にあります、「県南部地区における都市計画区域の再編について」というものでございます。もうひとつは、「震災復興計画について」というものでございます。資料1につきまして、私都市計画課長の方から御説明をし、資料2につきましては、本審議会の方に復興まちづくり推進室長が出席してございますので、そちらの方は推進室長から御説明したいと思います。

それでは報告資料1の「県南部地区における都市計画区域の再編について」を御説明申し上げます。

県南部地域の都市計画区域の再編につきましては、昨年12月の都市計画審議会におきまして、課題や検討のスケジュール等を御説明しておりましたが、本日はこれまで行ってまいりました都市計画基礎調査の結果等を踏まえまして、現在、県で考えております再編案についての御説明をし、御意見を頂戴したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

報告資料1の1ページをお開きいただきたいと思います。都市計画区域の再編につきましては、平成18年度より調査を開始いたしまして、1ページの一番上の四角い囲いとその下の表にありますとおり、平成22年5月までに、線引き都市計画を従来の3つから「仙塩広域都市計画」と「石巻広域都市計画」の2つに、県北の16の非線引き都市計画を「栗原都市計画」「登米都市計画」「大崎広域都市計画」、この3つの都市計画に再編したところでございます。

残っておりますのが、表と図面で緑と黄色で表してございますけれども、本日御説明いたします、県南の8都市計画区域と、同じく県南の「亘理都市計画」「山元都市計画」、それから県北沿岸の「気仙沼都市計画」「志津川都市計画」となっております。このうち、亘理、山元、気仙沼、志津川、これら4つにつきましては、御承知のとおり東日本大震災で甚大な被害が発生しております、現在それぞれが復旧・復興に向けました、震災復興計画を策定しているところでございます。このこともございまして、通常の都市計画上の検討は当面見送る必要があるかという状況になっているところでございます。

2ページを御覧ください。最初に検討の結論を申し上げますが、真ん中のグレーの四角い囲いの中になりまして、現白石、角田、柴田、村田、大河原、川崎、蔵王、丸森、この8都市計画区域をひとつに合同するとともに、現川崎都市計画区域の青根と現蔵王都市計画区域の遠刈田、これは飛び地として存続する。こういったことを考えているところでございます。

3ページをお開きください。こちらが再編検討の作業フローになっております。まず最初に「(1)都市計画区域指定の法要件適合性」を確認いたします。都市計画法で定められております都市計画区

域として指定すべき要件に現状で合致しているかどうかのチェックを行いまして、適合しないという場合には都市計画区域を廃止することとなっております。次に、今後も都市計画区域を指定するとなった場合におきましては、「(2) 周辺都市との一体性」の確認、こういったことを行いまして、単独の都市計画区域にするか、あるいは広域都市計画区域にするか、こういった点を検討することとしております。

4ページをお開き願います。最初に(1)の「都市計画区域指定の法要件適合性」の検討について御説明申し上げます。結論としましてはグレーの箱の中に書いておりますけれども、8都市計画区域全てが指定要件に合致していることから、今後も都市計画区域を指定していくという風に考えてございます。結論の下に「都市計画法第5条第1項」、それに基づきます「政令第2条」を載せております。5ページの上の表に確認の結果を載せているところがございます。白石市、角田市は市の中心を含んでおりまして、その他の町では、人口が1万人以上で2次3次就業割合が50%以上となっております。川崎の青根温泉、蔵王町の遠刈田温泉は温泉その他の観光資源があることから、都市計画区域指定の法要件に適合するものと考えてございます。

次にフロー(2)「周辺都市との一体性」の確認でございます。5ページ、なかほどからになります。破線の四角囲いがありますが、①の通勤依存度、②の買回品買物依存度、③の行政的なつながり、④の都市構造的な一体性のこの4点から検討しております。④の都市構造的な一体性はさらに④-1地形的分断要素、④-2幹線交通網、あるいは④-3市街地間の直線距離に細分して検討しております。

6ページを御覧いただきたいと思えます。左上の表が一番目の観点でございます通勤依存度について各市町の間をマトリックス表で表したものでございます。この関係を図で表したものが次ページの図2になります。御覧のとおり、川崎町以外の7市町におきまして一体性があるのではないかと考えております。

また6ページに戻っていただきまして、右上の表が二番目の観点である買回品買物依存度の表でございます。7ページの図3がこれを図化したものとなっております。大河原町を中心に各市町の一体性があるのではないかとということが確認できるところでございます。

また6ページにお戻りください。真ん中の表の左側が行政的なつながりでございまして、8市町が仙南地域広域行政組合の構成市町となっておりますので、一体性があることを確認できると思えます。真ん中の表の右側の4番目の観点でございますが、都市構造的な一体性の表となっております。その細別の指標の結果を表したものが8ページ、それぞれの指標を図化したものが、9ページ、10ページとなりますので、後ほど御確認いただきたいと思えます。

それではまた6ページにお戻りいただきたいと思えます。最終的な結論が一番下の表になります。4つの観点のうち2つ以上該当するものがあれば一体性があるのではないかと判断することとしてございまして、2つ以上を黄色で着色してございます。

11ページを御覧いただきたいと思えます。これまでの一体性の確認結果を図示したものが、図-7となりまして、それぞれの市町と一体性がある市町を丸で囲うと、それぞれの丸が重なり合うため、8都市計画区域全てに一体性があると確認されるところでございます。そこで、これらの都市計画区域を合同いたしまして、仮称でございますが、仙南広域都市計画区域として再編することとしております。

今後の予定でございますが、この結果を関係いたします市町や関係機関と調整いたしまして、都市計画区域マスタープランを調整し策定することとしてございます。その結果を来年度、平成24年度の都市計画審議会にお示しさせていただければと考えておりますので、今後よろしく願いいたします。ひとつめの御報告は以上でございます。

○大村議長 ありがとうございます。ただいま事務局の方から説明ございましたことについて、皆様方から御意見、御質問を伺いたいと思います。いかがでしょうか。ございませんか。

〔「なし」と発言する者多数あり〕

○大村議長 なかなかこれは難しいテーマだなという風に私は思っております。先に県北の登米、あるいは栗原等の議論をしましたときにもいろいろでてきておりますが、かなり広域的な農業エリアの中に、昔は自治体としてあった市町村の都市計画区域が散らばってあるような新しい大きな市ができた場合の都市計画をどうすべきかと言うことで、この何度か前の審議会では議論いたしまして、森杉先生の話でも、都市計画というよりは地域計画とか言うべきなのではないかとか、農政との一体的なあり方だとかいうことをもって議論しなければいけないのではないかみたいな話が出たような記憶がありますが、それでもまあそのときには、一つの市になってしまっているわけなので、それは何とかして一つにしようという話でございましたが、今の話だと、まだそれぞれの自治体が違っているときにこれをどうするのかといったような話の一つ、基本的にはあるのかなと。今日森杉先生は欠席なんですよ。その辺の話がちょっと、御意見いただけるかなと思うと残念でございますが、それが一つと、それからもう一つは後半の部分で、それぞれがどういう関連を持つかという調査を仙南の地域でやっておられて、かなり関係あるよ、というのがこの指摘であります。同じやり方でもし宮城県全体のことをやると、宮城県全体で似たようなことをやると、やっぱり仙台を中心とした大きな広がりが見えてしまって、べたべたとつながってしまうということがないのか。そう言うときにどこで線引きをして、どこでつなげてどこで離したりするのか、というのが大きな、多分、都市計画の学問分野としては重要になるかなと私は思うんでありますが、その辺何かございますか。

○事務局（櫻井都市計画課長） 議長ご指摘のとおり、北の方は合併が進む中での効率的な都市作りということがテーマであったかと思えますけれども、ただやはり南の方も限られた資源とか人口の伸びの中でどういった展開で豊かになっていくかということもおおきな視点であろうという風に思っております。確かに御指摘のとおり仙台を抜きには考えられない宮城ではございますが、あまり仙台を意識してしまいますと完全に飲み込まれてしまうということもございますので、今回は仙台広域とか合併といいますか、その議論はあえてしませんでした。具体的に言えば、線引き市町村に入れるべきかという議論になってしまうと、これはやはり都市のインパクトに全て、仙台の圧力に飲み込まれていくということもございます。そういったこともあって、今回は仙南地域を切り離す形で関連性を見たと言うことでございます。たしかに、都市計画そのものとして

各市町村の個性といいますか、そういったものの確保というのもこれまた大きな命題になるところだと思いますが、これにつきましてはやはり、それぞれの市町で都市計画のマスタープランを作れるところがございますので、我々としては全体的な開発の方向性、保全の方向性を示す中で、それぞれの市町の個性のある都市計画というのを実現できれば、という風に考えております。なお、今回やはり、非常に大きな震災がございますので、議論としても、沿岸部をそのままにして内陸部だけまとめていいかという議論も実はあったんですけども、やはり一定程度、沿岸部を支援する意味での内陸部というのも当然あるだろうと思っております、一定程度のまとまりのところについてはまずはまとめていくというのも一つの方向かなという風に思っております。現実問題、いろいろな基礎調査をいたしましても、亘理・山元は、地形的なものもあるんだろうと思いますけれども、やはり買い物圏も、それから通勤圏も、ちょっと南側の今回まとめようとするところとは異質かなという気はしております、方向性的には、今の形でまとめさせていただければという風に思っております。

○大村議長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

こういう方向で、県南の検討をするということ、御報告いただいたということで、次に移ってよろしゅうございますか。

〔「はい」と発言する者多数あり〕

○大村議長 それではどうもありがとうございました。

それでは、次の、報告資料その2ですね。よろしく願いいたします。

○事務局（千葉復興まちづくり推進室長）

震災後、7月1日に設置されました復興まちづくり推進室の千葉です。私の方から、報告資料（2）のその2について御説明させていただきます。

わかりやすいように資料が4冊で構成されております。資料の1、別紙1、別紙2、そして資料の2ということで、主に資料の1で御説明したいと思います。

資料1の方、東日本大震災復興特別区域法案（仮称）骨子案というものでございます。こちらは先週の金曜日に、震災復興対策本部事務局から、県内の市町村向け説明があった内容になっております。復興に向けて、復興の特別区域基本方針を策定するということになっておりまして、方針につきましては国の方でつくるという形になっております。続いて復興特別地域になりますけど、かっこに記載されてあるとおり、復興推進計画の区域、復興整備計画の区域、そして復興交付金事業計画の区域ということで、これからつくる3つの計画の区域を書くということになります。それで自治体の方が3つの計画を今後つくると言うことになります。

それでまずはじめの2項めですが、復興推進計画（仮称）に基づく特別措置ということで、1つめの復興推進計画を策定することによって、個別の規制・手続の特例、税制上の特例を受けることができます。この作成主体ですが、白丸の1つめになりますが、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律、財特法というものですが、これが定めている

特定被災地方公共団体または特定被災区域に係る地方公共団体と言うことで、前段の特定被災地方公共団体は県内に色麻と加美の2つを除きまして33の市町村になっております。そして後段の特定被災区域にかかる地方公共団体は、全て、35市町村になっておりますので、それらの団体が単独または共同して作成することができるという規定になっておりますので、志をもった市町村、必要がある市町村がつくるというかたちになっております。

それで、(3)で特別の措置とございますが、特別の措置につきましては、別紙の1というまた別の綴りにございますけれども、別紙の1の方にとりまとめられている内容を受けることができるというかたちになってます。別紙1、ページ数1、2とありますが、1枚めくっていただきまして、裏側2ページになりますけれども、3項めの特別措置。手続の特例については別添1、税制上の特例については別添の2と書かれておりまして、3ページ目が別添1となっているわけです。なので別添1が手続に関する特例と言うことになります。1の漁業権の免許に関する特別の措置から、我々がよく扱いますのは2番ですね、建築基準法における用途規制に係る特例、建築基準法48条。ないしは3番の特別用途地区における建築規制に係る手続の簡素化。4番、応急仮設店舗・工場等の存続可能期間の延長の特例と。ぱーっと見ていくと、最後の6ページなんですけど、特例が列記されておりまして、これに必要なものを市町村が計画を作成する上で選択して規制の特例を受けるといような法律の仕組みになっております。6ページまでいきまして、7ページめは別添2となっていますが、こちらが手続とはかえて税制に関する特例と言うことで、税に関する特例がここから列記されているという形になってます。国税における特例措置ということで、1番目が所得税に関する特例、2番目が法人税に関する特例措置、ということで、手続の特例、税制の特例というものが1番目の推進計画で定めることができるということになっていまして、この作成についてはこれから市町村が決めていくという形になってます。

冒頭の資料1にまた戻らせていただきます。資料1の方で2項めの推進計画についてただいま御説明させていただいたんですが、次の2つめの計画と言うことで1枚めくっていただきまして、資料1の2ページ目の方を御覧ください。2ページの1番下に3項めがございまして、復興整備計画という形で書かれています。これは都市計画審議会に少し関係しますので一応説明するといような手はずになっております。復興整備計画というのは土地利用の再編と復興整備事業を迅速に行うために特例というか手続のワンストップ化、新たな事業制度の活用等の特例を受けるための計画というように形になっております。これにつきましては3ページに復興整備計画の作成と言うことで、先ほど御説明した特定地方公共団体の市町村が、単独でまたは都道府県と共同して作成するという形になっています。それで国等の協議を終えて、白丸の3つめ。必要によって、関連地方公共団体、行政機関等から構成される復興整備協議会の協議を経る。そして特別の措置につきましては、計画を作成、公表することにより、事業に関する特例、別紙2が適用されますというかたちになっております。

別紙2につきましては3つめの資料になりますが、整備計画に基づく特別の措置というものが書かれております。資料の2になります。ここで、復興整備事業というものについて説明しますが、1ページ目の(3)、①から⑨まで事業が用意されています。今後復興のために必要な事業という形になります。①の市街地開発事業が、概ね私どもの所管しています土地区画整理事業や市街地再開発事業、これらを含んだ事業になっております。また、新聞誌上で県の方で進める高台移

転というものが話題になっておりますが、高台移転等への補助スキームとしては④、集団移転促進事業というものが高台に動く場合の事業になっておりまして、これら主要な事業がここで列挙されております。

1枚めくっていただきたいと思います。これからの事業を進める上で必要な許認可等の手続特例が3項めから用意されているという形になってます。(1)では農地転用許可の特例と言うことで、省略しますが③にいきますと、2行目で整備計画が公表されたときは、事業について農地転用の許可があったものと見なすということで、通常の許可に代えてこのような特例が用意されているという形になっております。(2)は通常の民間の開発等の許可ということで、これにつきましても、市街化調整区域内の開発行為等であって、地域の復興のために実施することが必要であると認めるものについては34条の立地基準は適用しないというかたちで、調整区域でも実施することができるというような手続になります。次に3ページの(3)になりますが、①ですが3行目、許認可権者等の同意を得なければならないものとするということで、計画を認める際には通常の許認可権者の同意をもって計画をつくりなさいということで、イにありました、都市計画区域等における開発行為の許可と言うことですので、土木部でこの許可をもってますので、計画作成時に許認可権者として同意をするような形になります。②ですが、整備計画が公表になったときは、復興整備事業等について許認可等があったものとみなすということで、農地転用許可に続いて、このイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チで列挙されている許認可についても、許可等があったものと見なすというような手続になることがこの法律で準備されているということになります。

4項めの土地利用基本計画の変更の一元処理ですが、ここで皆さんとの関係がでてまいります。(1)の③、都市計画の決定または変更。この都市計画法の18条が都市計画審議会が置かれている都市計決定の内容になりまして、都市計画法18条では都市計画決定する場合には審議会の議を経て決定するというかたちになっておりまして、この18条の規定が一元的処理でできるというような法律の改正を行う方針で準備しているという状況になっております。1枚めくっていただいて4ページめになりますが、(3)で復興整備計画が公表されたときは当該変更等がなされたものと見なすという形になります。今復興事業の規模が分かりませんので、どの程度のものがみなし規定になるかはわかりませんが、一応この特別措置法の方では都市計画の決定ないしは変更が迅速に行われるように、このような特例の法律を用意しているということをお知らせしたいということで御説明させていただきました。

それで最初の1ページ目に戻っていただきたいんですが、最初の資料ですね、資料1の方です。これの3ページ目を見ていただきたいんですが、3つめの計画というのは3ページめの4項め、復興交付金事業計画に基づく交付金、という内容になっております。ただいま復興事業の手続の簡素化を述べましたけれども、それらの復興事業を実施するために、今、地元負担がない形での復興交付金というものを充てることが検討されておりまして、この交付金を充てる事業につきましてもこの事業計画を策定することにより交付を受けられると言うことで、今、推進計画、整備計画、交付金事業計画、この3つの計画をつくって復興を進めていくというような形になりますので、お見知りおきいただければということで御説明させていただきました。

○大村議長 はい、ありがとうございました。いろいろ大きな変更があるのを、短い時間の説明な

ので、理解いただけただろうか、私もなかなか理解し切れていない部分がございますが、何か御質問、これは御意見という訳にはなかなか行かないかも知れませんが、何か御意見ございましたらどうぞ。ございませんか。

○牛尾委員 こちらの報告の中で、復興推進計画と復興整備計画の計画期間を教えてくださいたいんですが。

○事務局（千葉復興まちづくり推進室長） まだそこについてですね、定めはございませんが、県の方では10年をターゲットに復興を進めていきたいとなっております、今市町村が主な計画の策定主体になりますので、市町村の計画は県にならって10年から、もう少し短縮して7年とか、そう言う期間を示されてますので、市町村の発意によって期間は変わってくると思われま

○牛尾委員 ありがとうございます。

○大村議長 ほかにございましょうか。なければ、これで終わりたいと思いますが、多分持ち帰って、自分のところでゆっくり見ると、これはどういうことだった、といったことになるかも知れませんが、そのときには、また質問させてください。

それでは、以上で本日の会議を終了してよろしゅうございますか。

〔「はい」と発言する者多数あり〕

御協力どうもありがとうございました。以上で本日の会議を終了いたします。

5 閉 会

○司会（鈴木総括） 以上をもちまして、第156回宮城県都市計画審議会を終了いたします。

なお、次回、第157回審議会の開催日程につきましては、平成24年3月頃を予定しておりますが、諮問する議案に係る各種調整や事業実施時期などを考慮いたしまして、日程が決まり次第、早めに御連絡申し上げます。

本日は、どうもありがとうございました。

午後2時35分閉会